



寄付を募集  
しています

私たちの  
活動に共感いただいた  
方々からの

2024年度

2024年4月1日～2025年3月31日



関わってくださる  
全ての方々に  
『いきいき』  
『わくわく』を  
伝えたい！



認定NPO法人  
大東市青少年協会  
年次報告

1970年から青少年の健全育成を目的に運営を続けています

当協会WEBサイトをご覧ください

平成30年より認定NPOの法人格を取得し体験活動を  
軸とした、リーダー養成事業を行っています。



# 高校生～大学生※のキャンプリーダーが多くの事業を運営しています。

※専門学生、社会人（～22歳）も活動しています。

寄付金はキャンプリーダーの研修、養成事業に使用させていただきます。

当協会は体験活動を通して青少年の健全育成を目指して、約50年活動しているボランティア団体です。

## キャンプリーダーになろう！

キャンプリーダーは職員と共に年間多くの事業を運営していく中心的存在です。研修では、キャンプ活動の基本的な知識や技術の習得をします。野外活動に必要な野外炊飯・ゲーム・ソング・テント・ロープワーク・グループワーク等学び、子ども達のキャンプ活動をサポートします。研修を受講し規定の単位を取ることで、大東市のリーダーとして認定されます。リーダーの知識はこれからの人生に必ず役立つと信じています。



### ■キャンプリーダーの活動内容

#### 子どもたちのサポート



自炊・キャンプファイヤー・ソング指導及び生活のサポートをしています。役割としては、7～8人のグループをまとめるグループリーダーや事業の準備・運営をするスタッフ等の役割があります。

#### 事業の企画・運営



目的やねらいを持った様々な教育キャンプを企画・運営しています。子ども達の多様性を大切に、安全面等に配慮し、自主的に活動を運営することで、子どもと共に成長することを目的とします。

#### こども会への派遣



地域のこども会にキャンプやクリスマス会のプログラムの提供と実際の運営を行っています。また校区こども会を立ち上げ運営しています。地域との関わりを大切に、こども会活動の支援を行っています。

### ■当協会の活動内容

## リーダー養成事業



#### ジュニアリーダー講習会

- ・大東市在住の小学5年生対象
- ・年間4回のキャンプを中心とした活動



#### 大東アドベンチャークラブ

- ・小学6～中学3年生対象
- ・自分たちで企画・準備・運営をする月1回の活動



#### リーダー養成

- ・高校生・大学生および社会人
- ・事業の企画・運営をするリーダーの養成

## 冒険教育プログラム



#### 冒険教育

- ・プロジェクトアドベンチャーの指導



#### キャンプスクール

- ・小・中学生対象
- ・宿泊体験



#### アウトドアスクール

- ・小・中学生対象
- ・日帰り体験

## こども会事業



#### 住北小校区こども会

- ・年3回の活動

## 大人事業



#### 民具×米作り体験

- ・大人/ファミリー対象
- ・年間10回のプログラム
- ・昔ながらの農法で米作り体験



#### お味噌作りの会

- ・大人/ファミリー対象
- ・毎年1回、自分好みのお味噌を作ろう！

## 子ども居場所作り



#### ほうかごBaseCamp

- ・小、中、高、大学生対象
- ・毎月2回（第2、4水曜日）

## 青少年ルーム

- ・大東市立野外活動センター受付
- ・青少年の活動相談
- ・こども会活動支援
- ・安全共済会の手続き
- ・各事業受付



# 認定NPO法人だからできる <sup>メリット</sup> 税制優遇 があります

## 相続

『相続』や『遺贈財産』を寄付した場合、寄付をした相続財産が非課税！

寄付した相続財産の非課税相続または遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限内に寄付された場合、寄付をした財産部分には、相続税が課税されません。つまり、相続した額のうち寄付した金額が、課税価格の基礎への算入から除かれます。

寄付をした相続財産が非課税になります。

$$\text{課税対象} = \text{相続や遺贈による財産} - \text{認定NPO法人への寄付金}$$

例えば、1億円の相続財産があった場合、このうち8,000万円を認定NPO法人に寄付すれば、相続税の課税対象は2,000万円になります。

※相続税の申告期限(相続開始後10ヶ月)までにご寄付いただいた場合によります。  
※遺贈や相続財産の寄付は税制が複雑なので、実践的には専門家の支援が必要です。

## 個人

『個人』が寄付をした場合、税の優遇措置を受けることができ、最大50%の減税に！

当法人へのご寄付は特定寄付金となり、寄付金額が2,000円を超える場合はその寄付金額を所得税の額から控除する寄付金特別控除(税額控除)と所得金額から控除する寄付金控除(所得控除)とのどちらかを選択できる税の優遇措置を受けることができます。

寄付者が確定申告をすることにより、税の優遇措置を受けることができます。

ステップ1	税額控除方式	ステップ2	個人府民税 ※大阪府内にお住いの方
	<p><b>(寄付金総額-2,000円)×40%</b></p> <p>寄付金のうち、2,000円を超える額の40%が「所得税」から控除され、その金額の所得税が還付されます。 ※総所得額40%が限度、所得税額の25%が限度</p>	+	<p><b>(寄付金総額-2,000円)×4%</b></p> <p>寄付金のうち、2,000円を超える額の4%が個人府民税から控除されます。</p> <p>↓ さらに大阪市内にお住いの方は！</p>
	<p>もしくは 所得控除方式</p> <p>寄付金のうち、2,000円を超える額が「所得」から控除され、その金額の所得税が還付されます。 ※総所得額40%が限度。</p>		<p>個人市民税 ※大阪市内にお住いの方</p> <p><b>(寄付金総額-2,000円)×6%</b></p> <p>寄付金のうち、2,000円を超える額の6%が個人市民税から控除されます。</p>

## 法人

『法人』が寄付をした場合、損金算入限度額の枠が拡大されます！

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。お手続きには、事業年度の確定申告書に「寄付金の損金算入に関する明細書」を添付するとともに、当法人が発行する寄付金受領証明書(領収証)を保存しておく必要があります。

特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

特別損金算入限度額	}	一般のNPO法人への寄付	}	認定NPO法人への寄付	
一般寄付金の損金算入限度額					
一般寄付金の損金算入限度額	+	特別損金算入限度額			
$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$		$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$			

※寄付金の額は、他の認定NPO法人や公益財団法人等(特定公益増進法人)に対する寄付金の額と合わせて計算されます。  
※事業年度が1年未満である場合には計算式が異なります。

お問い合わせ	領収証に関すること 所得税の確定申告に関すること 住民税(府県民税・市民税)や条件指定の寄付金制度に関すること	認定NPO法人大東市青少年協会 お住いの地域を管轄する税務署 お住いの地域を管轄する役所
--------	---	--

## 寄付の方法

### クレジット決済

お申込み書不要でネットからのお申込みすることができます。



or

### 1.お申込み

お申込み書またはメールに必要事項を記入し提出する。

- ・事務局
- ・郵送
- ・FAX
- ・メール



### 2.寄付金の納入

お振込または直接事務局にて会費をお支払いいただけます。

- ゆうちょ銀行口座  
普通預金 記号:14170 番号:08466011 大東市青少年協会
- りそな銀行口座  
普通預金 住道支店 0032658 (トクヒ)ダイトウジセイショウネンキョウカイ 特定非営利活動法人 大東市青少年協会

### 3.手続き完了

お申込み書と入金を確認出来次第、領収証を発行いたします。



大東市青少年協会 HPの寄付ページ

お申込み書のダウンロードや詳しくは大東市青少年協会HPでご確認ください。

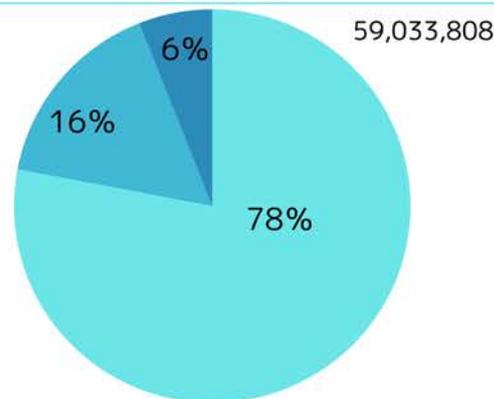
# 活動計算書 (2024年4月1日～2025年3月31日)

科目		金額(単位:円)
1 受取会費	正会員受け取り会費・サポート会費	1,044,175
2 受取寄附金	受取寄附金	2,473,873
3 受取助成金等	受取助成金	0
4 事業収益	青少年体験活動推進事業収益	3,844,200
	青少年指導者養成事業収益	1,833,800
	社会教育施設管理運営事業収益	45,998,704
	その他の事業収益	3,485,710
5 その他収益	受取利息・受取配当金・雑収入	353,346
<b>経常収益計</b>		<b>59,033,808</b>
1 事業費	人件費	32,652,206
	その他経費	19,727,150
	<b>事業費 計</b>	<b>52,379,356</b>
2 管理費	人件費	1,411,491
	その他経費	2,648,292
	<b>管理費 計</b>	<b>4,059,783</b>
<b>経営費用 計</b>		<b>56,439,139</b>
<b>当期経常増加額</b>		<b>2,594,669</b>
経常外収益		259,717
経常外費用		183,990
<b>税引前当期正味財産増減額</b>		<b>2,670,396</b>
法人税、住民税及び事業税		522,800
<b>当期賞味財産増減額</b>		<b>2,147,596</b>
前期繰越正味財産額		25,528,109
<b>次期繰越正味財産額</b>		<b>27,675,705</b>

一般正味財産増減

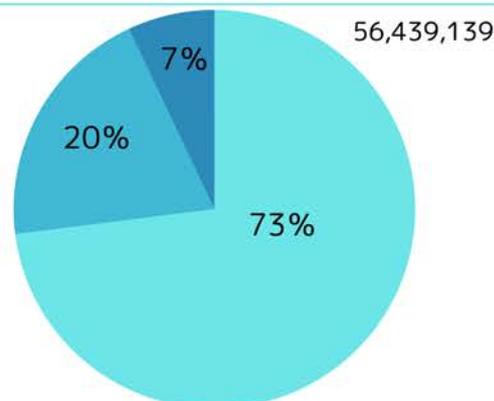
## 収益の内訳

● 社会教育施設収益	45,998,704
● 事業収益	9,517,056
● ご寄付・会費・助成金等	3,518,048



## 費用の内訳

● 社会教育運営費	40,984,120
● 社会教育プログラム活動費	11,485,236
● 運営・管理・広報活動費	4,059,783



2024年度、認定NPO法人大東市青少年協会は、指定管理者としてキャンピィだいとう（大東市立野外活動センター）の施設運営と青少年の健全育成、リーダー育成養成事業を行いました。体験活動の提供や居場所作りを目的とし、年間118回の事業を青少年リーダーとともに運営しました。私たちは事業運営に伴う事前の活動にも力を入れ、青年リーダーや事業参加者とのミーティングを実施し、「企画→運営→評価」を大切に、年間115事業に対して349回もの事前活動を行いました。経常費用は56,439千円。前年比で3,688千円（6.9%）増加となりました。また、今期の計上収益は59,033千円となりました。急速な社会変化や厳しい状況に置かれた子どもたちに向けて、より参加しやすい事業を展開していく必要性を強く感じています。引き続きこれらを目的に中長期視点での人材採用・育成計画に取り組みほか、多くの子どもたちが青年リーダーとの活動を体験してもらうための資金として、中長期で活動費に充当していきます。